

地方公共団体（社会保障分野）における 社会保障・税番号制度の 導入に向けた対応について

厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室



目次

- **地方公共団体と厚生労働省関係機関との総合運用テストについて**
 - ・ **医療保険者等向け中間サーバー等との総合運用テストについて**
 - ・ **ハローワークシステムとの総合運用テストについて**
 - ・ **平成28年度予算の繰越しについて**
- **その他連絡事項**

地方公共団体と厚生労働省関係機関との 総合運用テストについて

地方公共団体における総合運用テストのスケジュールについて

○ 平成29年7月の情報連携開始に向け、以下のスケジュールで総合運用テストを実施する。

- ・ 地方公共団体間：平成28年11月～平成29年4月（クール1～3の区分で実施）
- ・ 地方公共団体－ハローワーク間：平成29年5月15日～5月26日（代表団体除く）
- ・ 地方公共団体－医療保険者等間：平成29年5月15日～5月26日（代表団体除く）

総合運用テストのスケジュール

タスク		平成28年度											平成29年度			
		5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
スケジュール マスター	符号	符号生成運用テスト					本番運用									
	情報連携	テスト準備		総合運用テスト												本番運用
	イベント			▲データ標準 改版		▲マスター リリース1		▲マスター リリース2					▲マスター リリース3		▲マスター リリース4	
テスト予定 各機関の	地方公共団体間			情報提供 テスト	クール0	クール1	クール2	クール3								
	地方公共団体－ ハローワーク間												テスト			
	地方公共団体－ 医療保険者等間												テスト			

医療保険者等向け中間サーバー等との 総合運用テストについて

医療保険者等向け中間サーバー等の概要 1 / 3

1.医療保険者等とは

- 医療保険事業を運営するために保険料の徴収、保険給付を行う実施団体のことであり、現在、厚生労働省で構築中の医療保険者等向け中間サーバー等は以下の医療保険者等を対象としている。

医療保険者等向け中間サーバー等を利用する医療保険者等

平成29年3月末現在

対象医療保険者等	団体数	根拠法
全国健康保険協会	48 (全国47支部＋本部1)	健康保険法、船員保険法
健康保険組合	1,399	健康保険法
国民健康保険組合	163	国民健康保険法
後期高齢者医療広域連合	47	高齢者の医療の確保に関する法律
合計	1,657団体	

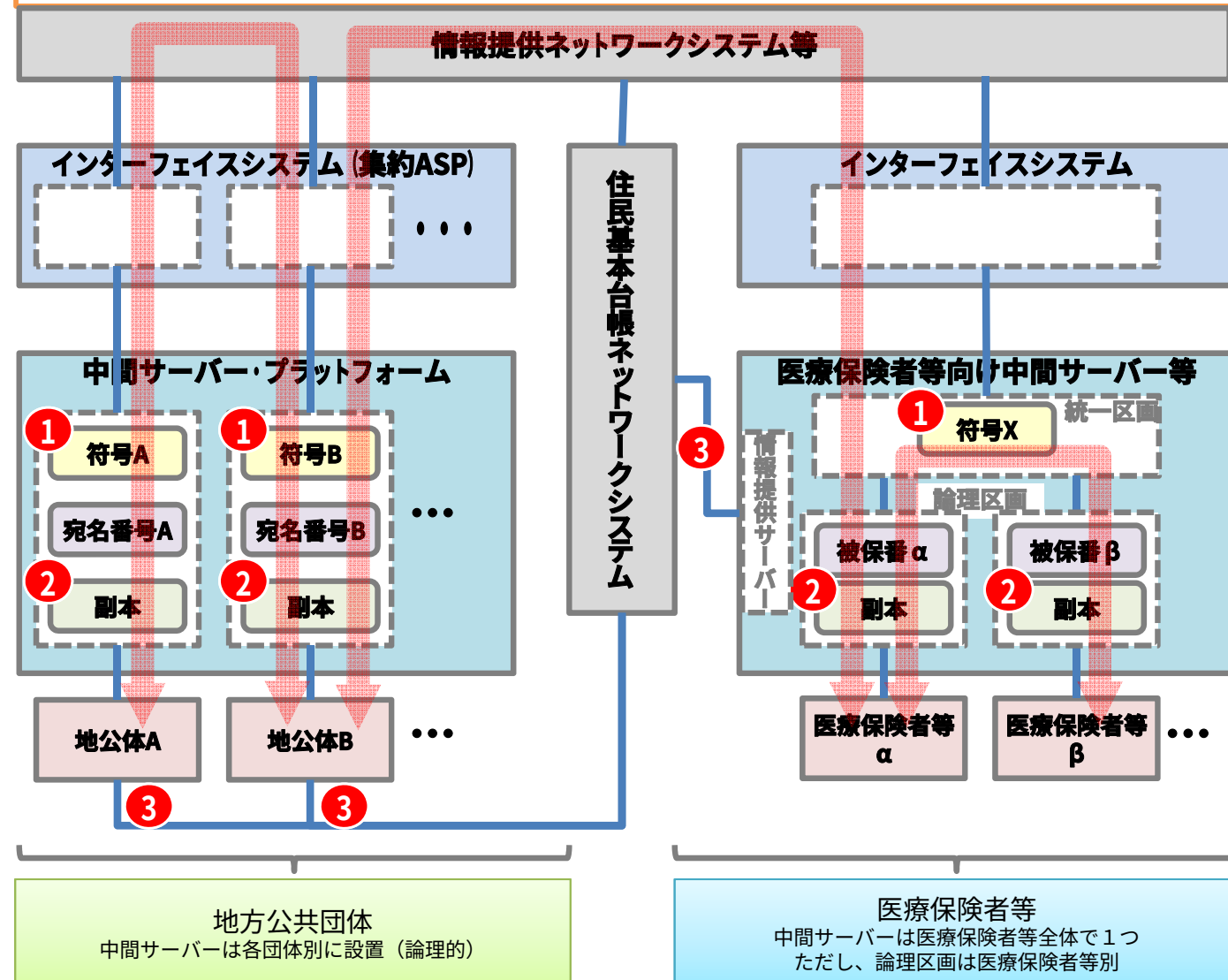
市町村国保は、医療保険者等向け中間サーバーを利用せず、自治体中間サーバーを利用。

以降、「医療保険者等」とは、上記4つの団体を指す。

医療保険者等向け中間サーバー等の概要 2 / 3

2. 医療保険者等向け中間サーバーと自治体中間サーバーとの相違点

- 医療保険者等全体で1台の中間サーバー
→ ①機関別符号の一元化（統一区画）、②医療保険者等毎の副本管理（論理区画）
- 住基ネットとの接続も一カ所で実現
→ ③本人確認情報照会の集約（情報提供サーバー）



自治体中間サーバーとの相違点

① 機関別符号の一元化（統一区画）

- ・各医療保険者等の費用負担軽減のため、被保険者が医療保険者等間を異動しても、同一の機関別符号を利用できる仕組みとする。
- ・被保険者の資格情報（履歴を含む）と機関別符号を結びつけるために、医療保険者等共通の「統一区画」を設け、必要なデータの配置を行う。

② 医療保険者等毎の副本管理（論理区画）

- ・①の統一区画に加え、各医療保険者等が、自機関の副本や資格情報等を登録・管理する「論理区画」を設ける。

③ 本人確認情報照会の集約（情報提供サーバー）

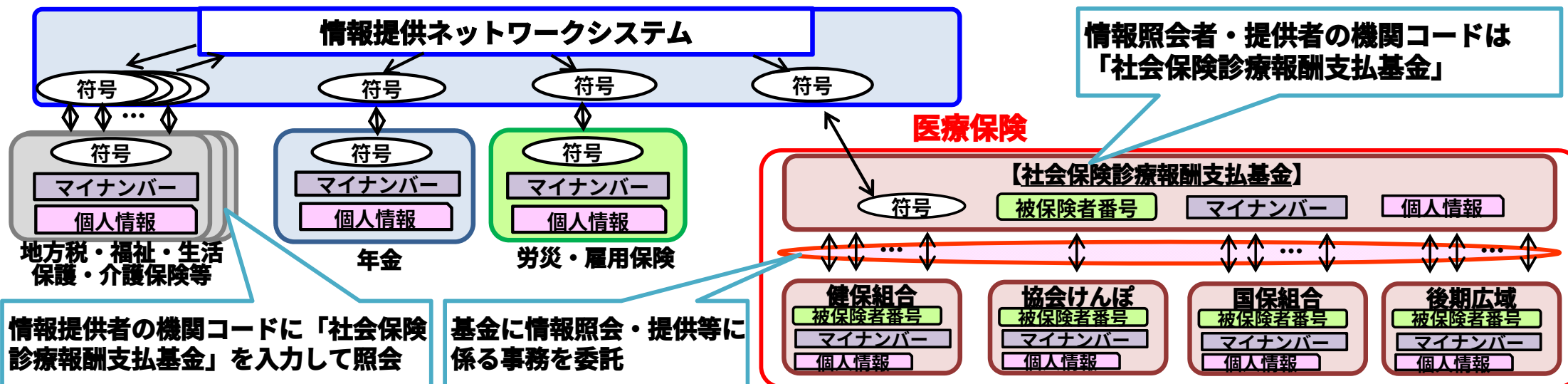
- ・医療保険者等においては、地方公共団体と異なり、住基ネットCS端末が設置されていないため、医療保険者等向け中間サーバー内に「情報提供サーバー」を設置し、各医療保険者等からの本人確認情報に係る照会リクエストを一括して受け付け、住基ネットに照会を行う。

医療保険者等向け中間サーバー等の概要 3 / 3

3.機関コードは「社会保険診療報酬支払基金」を設定

- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会を行う際には、情報照会者・情報提供者を識別するための「機関コード」を入力する必要がある。
- 医療保険者等においては、医療保険各法の規定に基づき、情報照会・提供等に係る事務を「社会保険診療報酬支払基金」（以下「基金」という。）に委託することとしている。
- これにより基金は、番号法第19条第7号に規定する情報照会者・提供者に該当し、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うに当たり、「社会保険診療報酬支払基金」名の機関コードが付与されることとなっている。
- このため、医療保険者等毎に機関コードは付与されず、医療保険者等に対し情報照会を行う場合は、情報提供者に「社会保険診療報酬支払基金」の機関コードを設定することとなる。
- 総合運用テスト期間中は、以下の2つの機関コードを有し、情報照会時期によって異なる。
 - ・ 平成29年4月 【本番環境1】 社会保険診療報酬支払基金 : 0730302000001700
 - ・ 平成29年5月以降【本番環境2】 社会保険診療報酬支払基金 : 0730302000001701

医療保険者等との情報連携のイメージ



医療保険者等との総合運用テスト 1/6

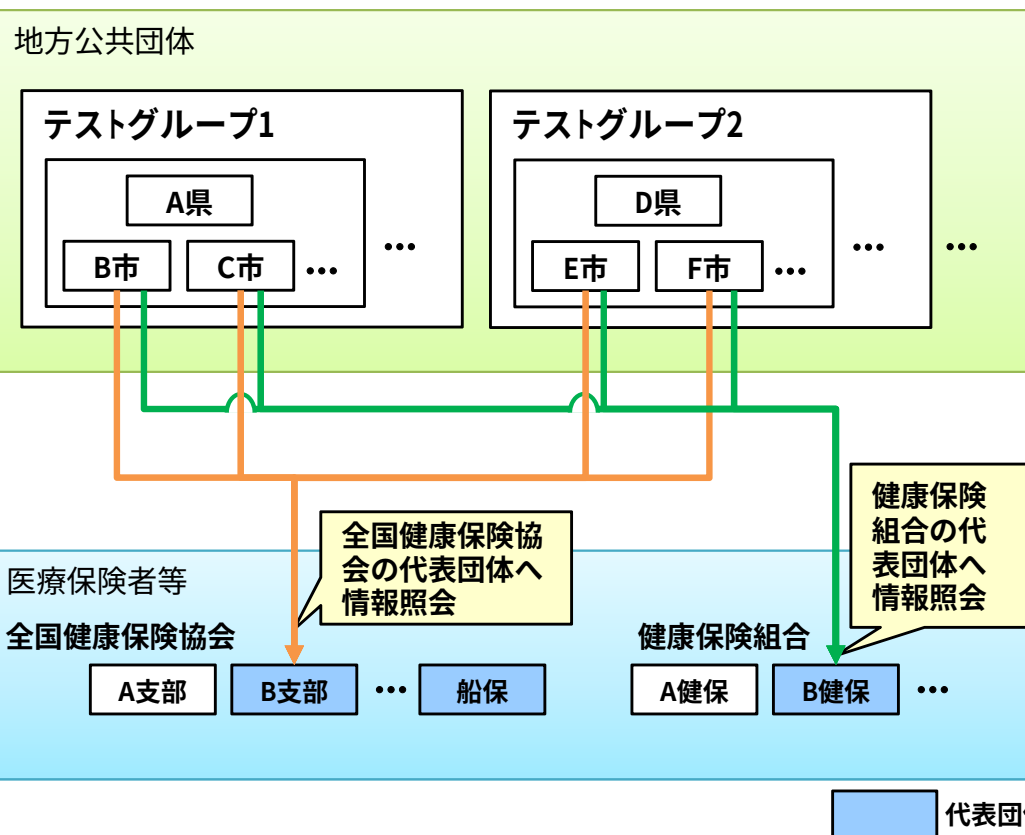
○ 医療保険者等との総合運用テストにおける組合せの考え方

- ・ 情報照会・情報提供テストの組合せは1対1ではなく、共通で副本を提供する代表団体を設定し、当該代表団体に情報照会する方法でテストを行う（N対1）。
- ・ 代表団体は、地方公共団体は7団体、医療保険者等は4制度別に8団体（計15団体）。

情報照会・情報提供テストにおける組み合わせ

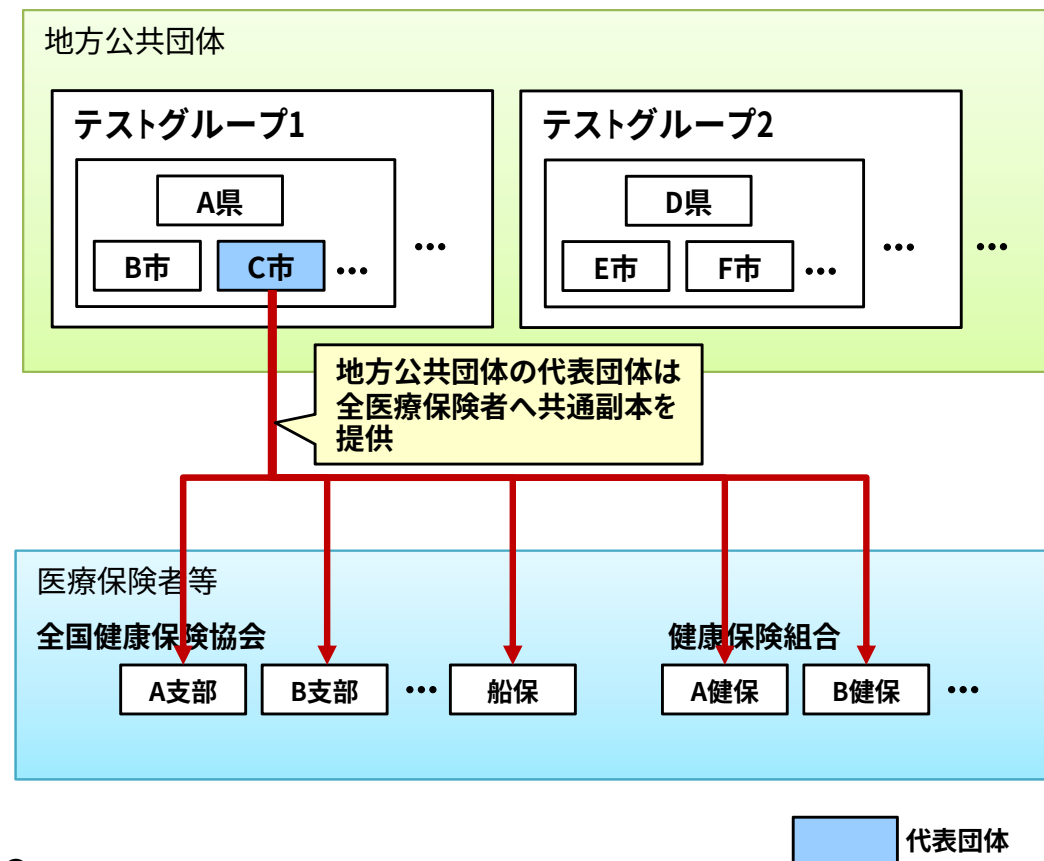
地方公共団体が情報照会する場合

全地方公共団体は、制度別に設定された医療保険者等の代表団体に
対して情報照会する。



地方公共団体が情報提供する場合

地方公共団体の代表団体は、全医療保険者等からの情報照会に
対して共通副本を提供する。



上記考え方は、「総合運用テスト管理要領」 1.10 国・その他機関のテスト実施組合せ方法にならったもの。

医療保険者等との総合運用テスト 2／6

○ 医療保険者等との総合運用テストのスケジュール

- 医療保険者等は平成29年4月から総合運用テストに参加。
- 地方公共団体の代表団体（グループ1）は、平成29年4月10日から27日まで、医療保険者等の代表団体と情報照会テストを実施する。
- 全ての地方公共団体は、5月15日から26日までの全国一斉情報照会テスト実施期間において、医療保険者等の代表団体に対して情報照会テストを実施する。
- 地方公共団体の代表団体（グループ2及び3）は、医療保険者等からの情報照会テストに際して、代表団体（グループ1）で準備した共通副本を登録する。

医療保険者等との総合運用テストのスケジュール

タスク	4月				5月					6月			
	03	10	17	24	01	08	15	22	29	05	12	19	26
スケジュール		代表団体同士のテスト期間			テスト不可期間		全国一斉情報照会テスト実施期間		医療保険者等テスト予備期間			テスト不可期間（予定）	
各機関のテスト予定		医療保険者等代表団体 地方公共団体代表団体（グループ1）					全地方公共団体 医療保険者等代表団体 全医療保険者等 地方公共団体代表団体（グループ2）			医療保険者等 地方公共団体代表団体（グループ3）			
中間サーバー 機関コード		本番環境1					本番環境2		本番環境2				

医療保険者等向け中間サーバーの運用時間は8時00分～21時00分。

医療保険者等との総合運用テスト 3／6

- 医療保険者等との総合運用テストとして提供する資料は以下のとおり。
 - ・ 総合運用テストの情報照会テストにおいて、地方公共団体が「情報照会者」、医療保険者等が「情報提供者」として行う事務手続を『テストケース』として整理。
 - ・ テストケース及び『医療保険者等がテスト用副本を準備する事務手続一覧』を参照の上、必要な情報照会テストを実施する。

医療保険者等との総合運用テスト 提供する資料

資料	内容
テストケース	・ 地方公共団体が「情報照会者」として情報照会を行う際のテスト用個人番号や事務手続、取得する特定個人情報整理了。
ロールモデル	・ 情報提供されるテストデータの情報を整理。
医療保険者等がテスト用副本を準備する事務手続一覧	・ 医療保険者等が副本を用意している事務手続きの一覧。地方公共団体はこの中から手続きを選定しテストする。

医療保険者等との総合運用テスト 4／6

テストケースの例

テスト仕様書(テストケース一覧)の様式

総合運用テスト(業務シナリオテスト) テストケース一覧				情報照会者となる情報保有機関名		情報提供者となる情報保有機関名						
				社会保険診療報酬支払基金(全国健康)								
項番	テストケースID	テスト項目ID	テスト用個人番号 (管理番号)	情報照会条件		事務手続		特定個人情報		提供内容の詳細	テスト観点ID	備考
				種類	条件	管理番号	事務手続名	管理番号	特定個人情報名			
1			02008	11:時点指定(日)		68-129	他の法令(船員保険法)による給付との調整	45	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報		0308	

ロールモデルの例

テスト仕様書(ロールモデル)の様式

(1)ロールモデル管理番号	68-129	版番号	01.00版
(2)特定個人情報の管理番号	45	テスト項目ID	
(3)特定個人情報名	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	テストケースID	

(4)ロールモデル												
項番	特定個人情報項目コード名	データ項目 (データセットまとめタグ、及び照会キー情報)										照会キー 提供値
1	TK00004500000150	船員保険関係情報										
2	TK00004500000170	資格情報										
3	TK00004500000175	保険者番号										02130011
4	TK00004500000176	保険者名称										船員保険
5	TK00004500000177	被保険者証記号番号										10068129451000002
6	TK00004500000178	有効期限										
7	TK00004500000179	受給者区分(被保険者又は被扶養者)										1
8	TK00004500000180	資格取得日										2015-04-01
9	TK00004500000190	資格喪失日										
10												
11												
12												
13												
14												

医療保険者等との総合運用テスト 5/6

医療保険者等がテスト用副本を準備する事務手続一覧 2-1

特定個人情報No	特定個人情報名	情報照会側情報 ※資料「データ標準レイアウト」、「機関種別一覧（第2.00版）」を基に記載			
		情報照会者	(別表2項番)事務	事務手続管理番号	事務手続名
31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	都道府県知事等	26 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務であって主務省令で定めるもの	15-1	生活保護の実施
		市町村長	27 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	16-2	国民健康保険税の減免
		市町村長	61 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	41-6	措置に要する費用の徴収
		都道府県知事等	87 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	63-1	支援給付の実施
37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	都道府県知事又は市町村長	109 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	84-39	他の法令による給付との調整（健康保険法）
38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	市町村長	12 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	8-7	肢体不自由児通所医療費の支給（健康保険法）
39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	15 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	7-68	障害児入所医療費の支給（健康保険法）

医療保険者等との総合運用テスト 6／6

医療保険者等がテスト用副本を準備する事務手続一覧 2-2

特定個人情報No	特定個人情報名	情報照会側情報 ※資料「データ標準レイアウト」、「機関種別一覧（第2.00版）」を基に記載			
		情報照会者	(別表2項番)事務	事務手続管理番号	事務手続名
45	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	市町村長	93 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	68-129	他の法令（船員保険法）による給付との調整
46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	22 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	14-12	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（高齢者の医療の確保に関する法律関係）
47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	70-22	他の法令による給付との調整
50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	市町村長	17 予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	10-5	他の法令による給付との調整
81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	7 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	7-76	他の法令による給付との調整（健康保険法）
83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	都道府県知事又は指定都市の長	98 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	98-37	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）

(参考)
医療保険者等と情報連携する場合の留意事項

医療保険者等と情報連携する場合の留意事項 1 / 2

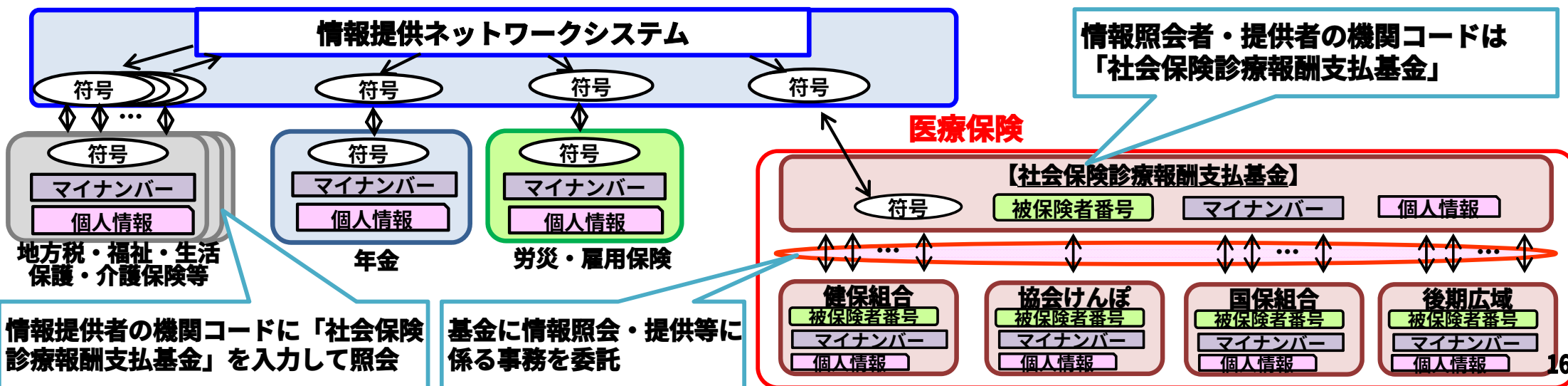
- 地方公共団体が医療保険者等との情報連携を行うに当たり、特に留意すべき点を以下に示す。
- なお、これにより、自治体中間サーバーや既存システムの改修が発生することはない。

留意点① 機関コードは「社会保険診療報酬支払基金」を設定

- ・ 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会を行う際には、情報照会者・情報提供者を識別するための「機関コード」を入力する必要がある。
- ・ 医療保険者等においては、医療保険各法の規定に基づき、情報照会・提供等に係る事務を「社会保険診療報酬支払基金」（以下「基金」という。）に委託することとしている。
これにより基金は、番号法第19条第7号に規定する情報照会者・提供者に該当し、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うに当たり、「社会保険診療報酬支払基金」名の機関コードが付与されることとなっている。
- ・ このため、医療保険者等毎に機関コードは付与されず、医療保険者等に対し情報照会を行う場合は、情報提供者に「社会保険診療報酬支払基金」の機関コードを設定することとなる。

・平成29年4月 【本番環境1】 社会保険診療報酬支払基金：0730302000001700
・平成29年5月以降 【本番環境2】 社会保険診療報酬支払基金：0730302000001701

医療保険者等との情報連携のイメージ

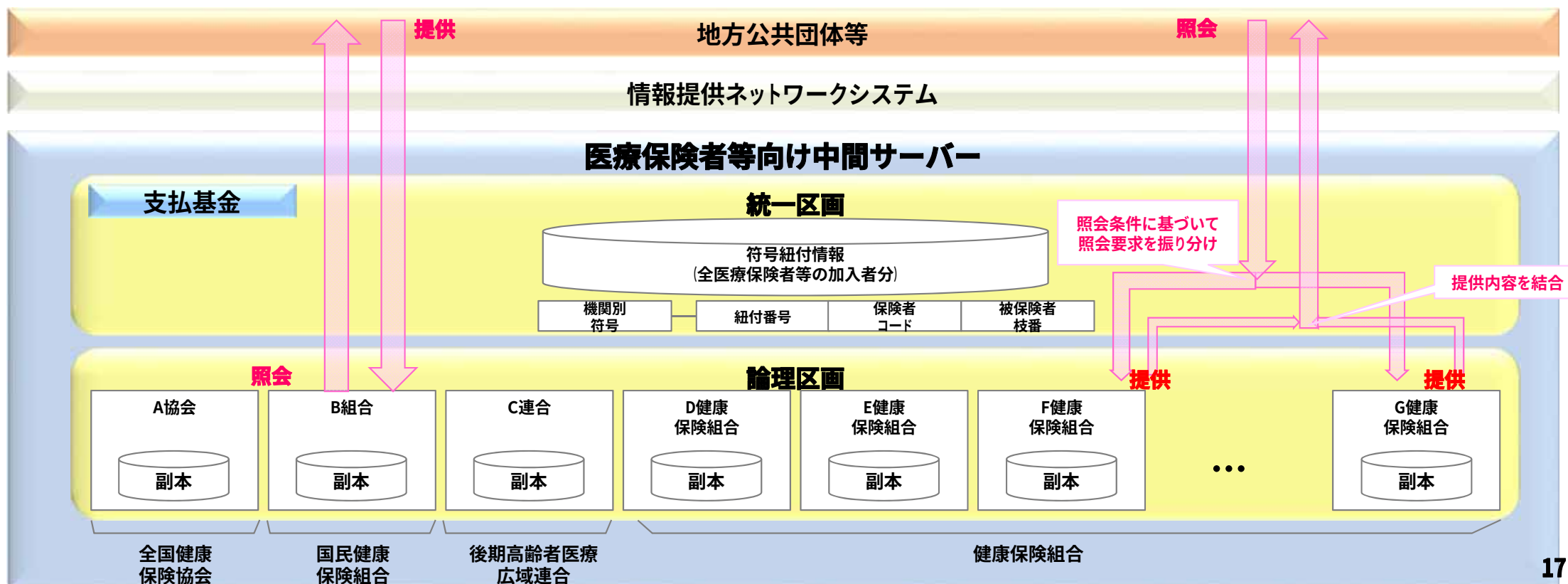


医療保険者等と情報連携する場合の留意事項 2 / 2

留意点② 複数の医療保険者等の情報を結合して提供

- 前述のとおり、医療保険者等内の異動においては、機関別符号は変わらない。
また、情報照会者・提供者は「基金」であるため、医療保険者等毎の機関コードは付与されない。
- このため、基金が情報提供を行う際は、医療保険者等向け中間サーバーが情報照会条件に基づいて、どの医療保険者等の情報を提供するのかを判別（照会要求の振り分け）し、複数の医療保険者等の情報が該当する場合には、当該情報を結合して、情報照会者へ提供する。

照会要求の振り分けイメージ



ハローワークシステムとの 総合運用テストについて

職業安定局が情報提供する対象事務手続き

自治体が職業安定局に対して情報照会を行う「事務手続き」を確認する上で、必要となる副本データを職業安定局側で「特定個人情報」毎にロールモデルに沿って準備する。職業安定局が情報提供者となる事務手続きと特定個人情報の紐付けを以下に示す。

特定個人情報No	特定個人情報名	情報照会側情報 ※資料「データ標準レイアウト」、「機関種別一覧（第2.00版）」を基に記載			
		情報照会者	(別表2項番)事務	事務手続管理番号	事務手続き名
55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	都道府県知事等 - 都道府県知事 - 市及び特別区の長 - 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村の長	26 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	15-2	生活保護の実施
				15-27	生活保護の申請に関わる事実の審査
				15-51	職権による生活保護の開始もしくは変更
				15-75	生活保護の停止もしくは廃止
				15-154	保護に要する費用の返還
				15-101	徴収金の徴収
			63 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	63-2	支援給付の実施
				63-50	支援給付の申請に係る事実についての審査
				63-77	職権による支援給付の開始若しくは変更
				63-101	支援給付の停止若しくは廃止
				63-186	支援給付に要する費用の返還
				63-126	徴収金の徴収
		市町村長（市町村）	44 国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	30-132	非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認（特例対象被保険者の届出）
			62 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	41-7	措置に要する費用の徴収
			27 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	16-16	国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者に係る保険料の軽減）

職業安定局が情報提供する対象事務手続き

特定個人情報No	特定個人情報名	情報照会側情報 ※資料「データ標準レイアウト」、「機関種別一覧（第2.00版）」を基に記載			
		情報照会者	(別表2項番)事務	事務手続管理番号	事務手続名
56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	都道府県知事等 - 都道府県知事 - 市及び特別区の長 - 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村の長	65 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	45-15	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）
				45-18	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）
				45-19	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）
58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	都道府県知事等 - 都道府県知事 - 市及び特別区の長 - 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村の長	65 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	45-16	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）
				45-17	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）
			26 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	15-3	生活保護の実施
				15-28	生活保護の実施生活保護の申請に係る事実についての審査
				15-52	職権による生活保護の開始若しくは変更
				15-76	生活保護の停止若しくは廃止
				15-155	保護に要する費用の返還
				15-102	徴収金の徴収
			63 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	63-3	支援給付の実施
				63-51	支援給付の申請に係る事実についての審査
				63-78	職権による支援給付の開始若しくは変更
				63-102	支援給付の停止若しくは廃止
				63-187	支援給付に要する費用の返還
				63-127	徴収金の徴収

提供データに関するドキュメントの情報公開

自治体から情報照会を受けるテストに向けて、提供データに関する以下のドキュメントを職業安定局側で準備して、「3/31」に情報を公開した。情報照会を実施する自治体は、ドキュメントに記載された情報を基にしてテストを実施頂きたい。

・ 情報提供データ一覧

「特定個人情報」毎に複数名のロールモデルを準備する。

各ロールモデルの「データ項目」、「テスト用個人番号」を一覧として纏めた資料を提示する。

・ 特定個人情報データ_ロールモデル詳細

照会条件に沿った検索結果を確認するため、各ロールモデルの「データ項目」に対して「照会キー」を中心に時系列で複数のデータ値を設定している。設定した値を「特定個人情報」毎に一覧として纏めた資料を提示する。

例) 雇用保険適用情報、雇用保険給付(育児休業給付金)の受給履歴を持つ対象人物の提供データ

情報照会者側の凡例【使用:○、照会キー:●、未使用:×】		特定個人情報 55				情報照会者 非敬称略				情報提供者(職業安定局)			
データ項目		地方自治体				TM055-1				TM055-2			
情報照会者側の凡例【使用:○、照会キー:●、未使用:×】		15-2 15-101				15-101				15-101			
符号取得		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
副本登録		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動応答不可		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雇用保険適用情報		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資格取得年月日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
離職年月日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所名称		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雇用継続給付		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
育児休業給付金		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護休業給付金		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日雇労働求職者給付金		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

「TM055-1」のロールモデルに設定した「データ項目」の値を一覧表示

(6)ロールモデル(データ項目及びデータ値)												
		特定個人情報		版番								
(6)ロールモデル(データ項目及びデータ値)												
		特定個人情報		版番								
(6)ロールモデル(データ項目及びデータ値)												
項番	特定個人情報 項目コード名	版番 号	データ項目	繰返し	照会キー	データ値						
						No.1	No.2	No.3	No.4			
1	TK00005500000010	3.0	雇用保険適用情報		○	○						
2	TK00005500000020	2.0	資格取得年月日	—	—	●	2012/1/1					
3	TK00005500000030	2.0	離職年月日	—	—	●	NULL					
4	TK00005500000040	3.0	事業所名称	—	—	○	番号株式会社					
63	TK00005500000450	1.0	雇用継続給付	—	○							
64	TK00005500000460	2.0	高齢雇用継続基本給付金及び高齢再就職給付金	○	○							
65	TK00005500000470	2.0	支給対象年月	—	—	●						
66	TK00005500000480	2.0	受給額	—	○							
67	TK00005500000490	2.0	育児休業給付金	—	○							
68	TK00005500000500	2.0	受給額	—	○							
69	TK00005500000510	2.0	受給年月日	—	—	●	456,000	408,000	456,000			
70	TK00005500000520	2.0	介護休業給付金	○	○		2016/3/4	2016/5/6	2016/7/5			
71	TK00005500000530	2.0	受給額	—	○							
72	TK00005500000540	2.0	受給年月日	—	—	●						
73	TK00005500000550	2.0	日雇労働求職者給付金	○	○							
74	TK00005500000560	2.0	受給額	—	○							
75	TK00005500000570	3.0	支給対象月	—	—	●						

地方公共団体との総合運用テスト 1 / 2

総合運用テスト準備

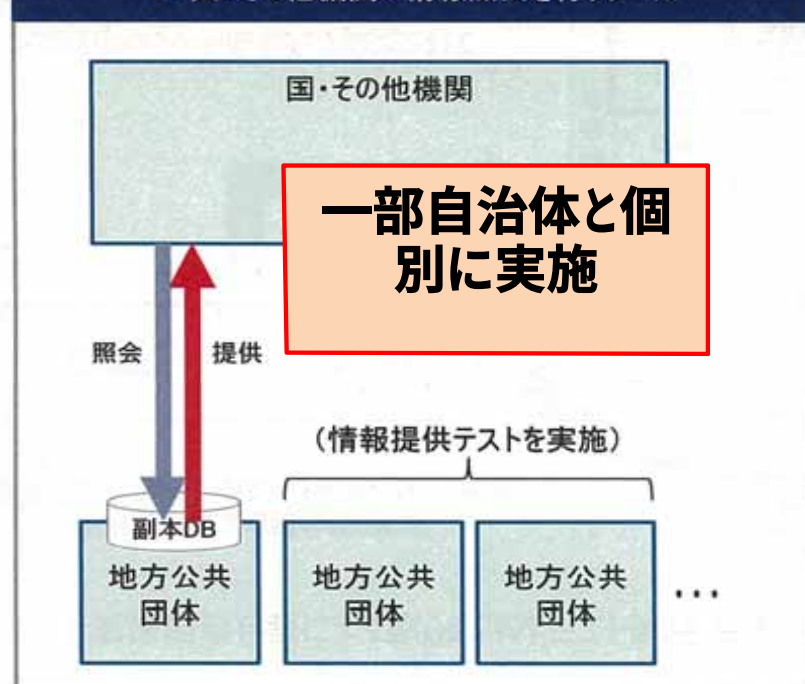
国・その他機関のテスト実施組合せ方法

国・その他機関

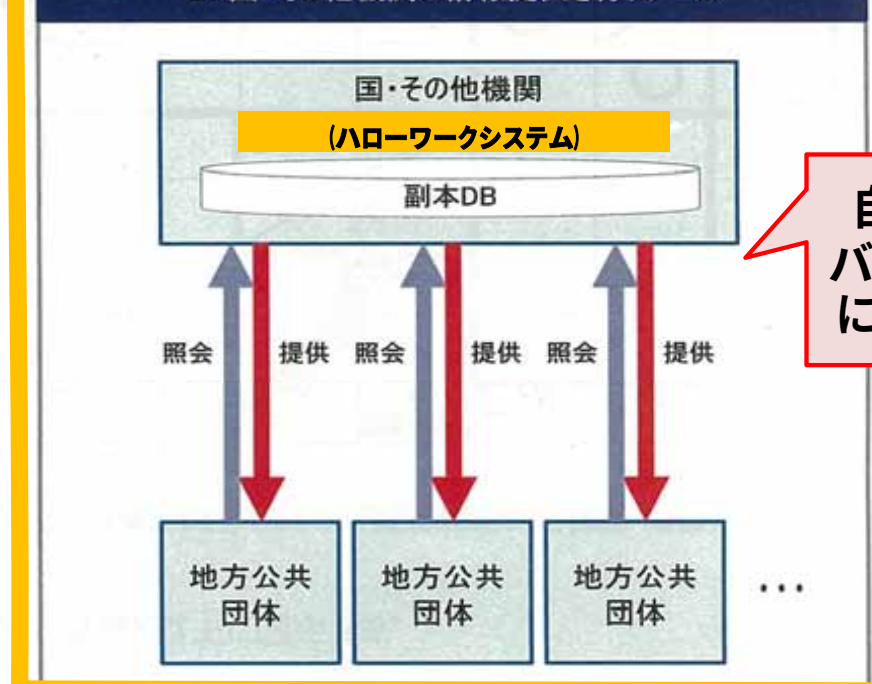
国・その他機関－地方公共団体間の情報照会・情報提供テストについては、以下を対象としてテストを実施する。

1. 国・その他機関が照会者の場合： テストグループ※内の一部の地方公共団体に対し、国・その他機関が情報照会を行うテストを実施する
2. 国・その他機関が提供者の場合： テストグループを越えた全ての地方公共団体が国・その他機関に対して情報照会を行うテストを実施する

1. 国・その他機関が情報照会を行うケース



2. 国・その他機関が情報提供を行うケース



※テストグループ・・・全国の地方公共団体を地域ごとに8つのグループに分け、テスト相手先となる国・その他機関を組み合わせたグループ（次ページ参照）

地方公共団体との総合運用テスト 2 / 2

- ① 提供データに関するドキュメントはDigital PMOに掲載済 (3 / 31)。
- ② 提供データに関するドキュメントに対して質問等がある場合は、4 / 28までの間、メール (Digital PMO掲載の問い合わせ先 (antei-cen_num@mhlw.go.jp)) にて受け付け、5/13までに回答する。
- ③ ハローワーク中間サーバーへの情報提供データは、平成29年5月15日～26日まで掲載予定。(自治体中間サーバーがテストモードになる期間)
- ④ ハローワークシステム中間サーバーの運用時間は、8時00分～22時00分。
(上記時間帯以外は情報提供できないので注意すること)

	3月	4月					5月			
	31	3	10	17	24	01	08	15	22	29
各自治体		← テスト準備 →						各自治体がハローワークシステムに情報照会するテストを実施		
ハローワークシステム	DigitalPMOに情報提供データに関するドキュメント掲載	← 質問受付期間 →				質問への回答期間 (随時)				
								提供データ掲載 8時00分～22時00分		

平成28年度予算の繰り越しについて

平成29年度業務システム改修に係る国庫補助等について

1 補助対象団体

都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（※）のうち、平成28年度に交付申請を行っていない自治体（28年度に交付申請を行っていても申請額が基準額を下回る自治体も含む。）のみ申請が可能。

※ 介護保険等の一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）も対象。

2 補助対象システムと対象経費等

（1）補助対象システム

① 都道府県・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、健康管理のシステム

② 市町村・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療（市町村分）、介護保険、健康管理、国民年金のシステム

（2）平成29年度における国庫補助

社会保障・税番号制度導入に必要な業務システムの改修（番号対応部分）に伴う総合運用テストに係る経費。

（注）日本年金機構との情報連携に関する国庫補助の対応については別途お示しする予定

【参考】 各年度事業における対象経費

事業	対象経費
26年度事業	システム設計、プログラム開発・単体テスト
27年度事業	プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト
28年度事業	総合運用テスト

平成28・29年度システム整備費補助金の交付スケジュール

	平成29年度（28年度からの繰越事業）補助金	【参考】平成28年度補助金
第1四半期	5月上旬 交付要綱・実施要綱発出 5月上旬 交付申請に係る基準額内示 5月下旬 交付申請（原本）提出期限	5／9 交付要綱・実施要綱発出 5／9 当初申請に係る基準額内示 6／10 当初交付申請（原本）提出期限
第2四半期	7月 交付決定通知	8／12 実施要綱一部改正発出及び変更申請に係る基準額内示 9／9 変更申請に係る交付申請（原本）提出期限 9／30 当初交付決定通知
第3四半期		
第4四半期		3／2 実績報告提出依頼 3／30 変更申請に係る交付決定通知 4／7 実績報告提出期限
出納整理期		【全ての契約が年度内に完了した場合】 4月中旬 確定通知送付 4月下旬 交付額確定・精算 【全ての契約が年度内に完了しなかった場合】 繰越額確定計算書提出（4月上旬） 地方繰越（翌債）申請（3月下旬） 事業完了予定期日変更報告、年度終了報告提出（4月中旬）

見積書を確認する際のチェックポイント（例）

○ 番号制度導入に伴う業務システム改修経費の見積書を確認する際には、以下の事項にも留意して十分な精査を行うようお願いします。

1 「システム改修費一式」ではなく、詳細な内訳を提出させる

作業工程（設計、開発、テストなど）毎に、作業項目、作業者（SE、プログラマなど）及び工数（人月、人日など）がわかる内訳をベンダーに提出させ、特に以下の点に注意して内訳を確認する。

- ・ 不要な作業項目が記載されていないか。
- ・ 作業項目毎の作業者と単価が適正か、また、妥当な工数となっているか。

2 見積根拠資料の確認（デジタルPMOの活用）

ベンダーにどの情報に基づき見積もったのか確認する。（見積にはデジタルPMO掲載情報に基づいた積算が不可欠であり、過大な見積を行っていないか確認する必要がある。）

3 庁内情報システム部門と連携した体制を整備する

社会保障部門の担当者のみならず、作業者や工数、単価の妥当性を判断できる情報システム部門の担当者も含めた体制を整備し、共同で見積を精査する。

4 庁内の先行システムや他の自治体における類似事例との比較

- ・ 庁内で既に番号制度のシステム改修に着手しているシステムや、必要に応じて人口規模・システム類型が同じ他の自治体システムの見積と比較し、それら見積との違いをベンダーに説明させる。
- ・ 複数者から見積を取得し、それぞれ比較した上で真に必要な作業項目、単価、工数を見極める。

各種テスト実施に係る仕様書作成に当たっての留意事項（例）

- 地方公共団体においては、庁内情報システム部門と連携し、ベンダーにテスト計画書、テスト結果報告書等の成果物を求めることなどを記載した仕様書を作成し、成果物を確認した上で必要な対応を行うようお願いする。

- 1 情報システムの調達が完了したかを確認するに当たっては、設計書、テスト計画書、テスト結果報告書等の成果物に基づき、当該システムが要件定義書等において求める要件及び品質を満たしているかを適切に確認する必要がある。そのためには仕様書を作成する際に、要件及び品質確認に必要な成果物を適切に記載して、確実に納品させることが必要である。
- 2 テスト計画書は、開発等を行ったプログラムが設計どおりに動作することを確認するための計画を記載したものであり、単体テスト、総合テスト等の実施に当たり、業者に対してテスト計画書の提出を求めることで、テスト内容の十分性、テストデータの適切性等を確認して、必要に応じて課題等の指摘又は指導を行う。
- 3 テスト結果報告書は、テスト計画書に基づき実施したテストに関して、実施状況の確認を行うものであり、実施結果に不足、誤りなどが発生している場合は、必要に応じて、業者に対して課題等の指摘及び指導を行う。

その他連絡事項

情報連携開始に当たっての留意事項について

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、児童福祉分野、障害保健福祉分野などの手続のうち一部手続においては、必要なデータ項目がデータ標準レイアウトにおいて提供される項目となっていない。
- こうした手続において、必要な項目を取得できない場合は、次期データ標準レイアウト改版（平成30年7月予定）までは、従来どおりの事務運用での対応をお願いします。
- 詳細については、厚生労働省の各部局が本年1月発出している事務連絡を参照されたい。

【発出済事務連絡】

- ・国民健康保険分野における情報連携開始に向けた対応について（平成29年1月18日）
- ・介護保険分野における情報連携開始に向けた対応について（平成29年1月18日）
- ・後期高齢者医療における情報連携開始に向けた対応について（平成29年1月18日）
- ・児童福祉分野における情報連携開始に向けた対応について（平成29年1月24日）
- ・障害保健福祉分野における情報連携開始に向けた対応について（平成29年1月25日）



日本年金機構のマイナンバーによる情報連携について

- 日本年金機構（機構）は現在、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの政令で定める日までの間、マイナンバーによる情報連携が停止されており、その開始時期は未定となっている。
一方で、将来的に情報連携を実施することを可能とするため、平成30年3月までを開発期間として、機構のシステム開発を行っている（機構からの情報提供分）。
- 年金関係の情報連携に当たっては、自治体から機構に対して年金関係情報を照会するため、自治体側でのシステム対応や総合運用テストの実施が必要となると考えられる。
- また、平成30年7月に予定されているデータ標準レイアウト改版分の総合運用テストも実施する予定となっている。
- これらの具体的な実施方法・スケジュールについては、追って内閣官房、総務省と調整の上示す予定である。

参考1：機構が自治体に提供する予定の特定個人情報（データ標準レイアウトの管理番号・特定個人情報名）

49：児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	51：特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	52：国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報
53：国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	54：昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	64：国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
65：国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	68：特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	75：年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報

参考2：番号法の関連規定

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

附則 第三条の二（略）

- 2 日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。